

# 平成24年第1回宮古島市農業委員会総会議事日程

- 1) 会議の日時 平成36年1月24日 火曜日 14時00分  
会議の場所 上野庁舎1階会議室
- 2) 出席状況 委員数 30名
- 3) 議決の事項
  - 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について  
10番 上 里 弘 委員      11番 玉 元 正 助 委員
  - 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
  - 日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請を要する農地等の買受適格証明願いについて
  - 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)
  - 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
  - 日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

## 平成24年第1回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成24年1月24日 火曜日 14時00分 から 17時00分
2. 開催場所 上野庁舎1階会議室
3. 出席委員 (29人) 委員数 (30人)
4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	仲間末司		○	11	玉元正助		○	21	長崎次登		○
2	下地泰斗		○	12	本村弘幸		○	22	久貝安男		○
3	棚原文男		○	13	久貝正吉		○	23	砂川博克		○
4	上地洋美		○	14	川満里志		○	24	島尻隆義		○
5	砂川博一		○	15	下地勇徳	職務代理	○	25	奥浜健		○
6	渡真利等		○	16	下地昇		○	26	喜屋武隆		○
7	濱川清重		○	17	仲里敏夫		○	27	前泊 恵		×
8	下地盛一		○	18	砂川寛裕		○	28	佐久田強		○
9	島尻幸夫		○	19	芳山辰巳		○	29	松川光雄		○
10	上里弘		○	20	長濱国博		○	30	野崎達男	会長	○

### 5. 議事録署名委

議長 野崎達男

10番委員 上里弘 11番委員 玉元正助

### 6. 職務のために出席した者の氏名

局長 川満広紀 次長 砂川芳徳 係長 仲間毅

係長 池田良永 主査 漢那一弘 主査 楚南満

### 7. その他の出席者

開会 14時02分

閉会 16時07分

## 8. 会議の概要

平成24年1月24日

開会： 14:02

議長 ただ今から平成24年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。出席委員は29名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、1名欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

それでは、10番、上里弘委員、11番、玉元正助委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の砂川芳徳氏を指名いたします。

それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用、賃貸借、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は、8件でございます。まず、受付番号1番から8番までのご説明いたします。

### 【議案第1号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から8番までは、取得後に農地のすべてを効率的に利用すること。農作業従事日数は150日以上、取得後の経営農地の面積においても下限面積の50アールを越えており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべて満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現地は、収穫前にさとうきびが作付けしてありましたが、すでに収穫していました。平良久松小学校南へ500m久松集落入り口南にあり、譲受人は、農業専門学校卒業後地元で専業農家として地域の指導もしながら、鉄骨ハウスで、ピーマン、インゲン等露地では、さとうきびと集落の模範となっている農家です。

6番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現地は、下地与那覇集落内の旧与那覇公民館より東へ、300mの集落内にあり、現在遊休地となっており、譲受人は、農業経営の規模拡大です。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

現地は、平良福山地区にあり、福山入り口交差点からピンフ山へ向け約300mの交差点を左へ約400mに位置し、現在収穫前のさとうきびが作付けされ周囲は、草地とさとうきび畑となっており、現在土地改良事業の整備地区となっており来年度整備予定地となっています。

- 13番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は、平良狩俣地区、集落センターから南へ200m集落内にあり、サツマイモ畑として使用しており、譲受人は、トラクター、トラック等農機具も充実しており、農業経営の規模拡大です。
- 14番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は、城辺福東地区、地下ダム資料館より東へ約200mに位置し、周囲はさとうきび、葉タバコ畑が広がり、当地は、休耕地となっているため、伐開してさとうきび栽培を予定しています。農業経営の規模拡大です。
- 22番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は、宮古森林組合北にあり、周囲は、さとうきび畑が広がり、賃貸借権から所有権移転で、さとうきびと、露地野菜の栽培を予定しています。
- 25番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は平良中休み交差点から城辺砂川地区へ市道線添えに下南集落センターより200m南に位置し、周囲はさとうきび畑が広がり、さとうきび栽培の規模拡大です。
- 28番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は、伊良部島佐良浜地区と伊良部高校の中間にあり、周囲は、さとうきび畑が広がり、さとうきび栽培の規模拡大です。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)受付番号1番から8番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用、賃貸借)についてを議題とします、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用、賃貸借)は、2件でございます。受付番号9番、10番のご説明いたします。

**【議案第1号、受付番号9番10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号9番、10番は、取得後に農地のすべてを効率的に利用すること。農作業従事日数は150日以上、取得後の経営農地の面積においても下限面積の50アールを越えており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべて満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

- 12番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は、城辺比嘉集落から東へ約100mにあり今期収穫予定のさとうきびがあり、又その道路を東へ福北集落向け約150m右にあり夏植さとうきびが栽培されています。親子であり、農業経営の規模拡大です。

19番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

現地は、宮古空港東交差点を北へJAおきなわ東交差点との中間より西にあり、周囲は、さとうきび畑が広がり、さとうきび栽培の規模拡大です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(使用、賃貸借)、受付番号9番、10番は、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)についてを議題とします、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)は、4件でございます。まず、受付番号11番から14番までのご説明いたします。

**【議案第1号、受付番号11番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号11番から14番までは、取得後に農地のすべてを効率的に利用すること。農作業従事日数は150日以上、取得後の経営農地の面積においても下限面積の50アールを越えており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべて満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)受付番号11番から14番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請を要する農地等の買受適格証明願いについてを議題とします、2件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現地は、平良松原地区、徳州会病院南へ約600m右にあり今期収穫予定のさとうきびがあり、周囲はさとうきび畑が広がっている。願出人は、さとうきび経営で、農機具、作業用トラック等農業経営に充実している。

受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
同地の願い出であり、願出人、同様であるが、農業経営は、露地野菜が中心である。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

21番委員 休憩をお願いいたします。

休憩: 14:35

再会: 14:53

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請を要する農地等の買受適格証明願いについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(賃借権の設定)の承認についてを議題とします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権)は、12件でございます。まず、受付番号 1番から12番までのご説明いたします。

**【議案第3号、受付番号1番から12番朗読説明内容省略、別紙議案書参照、】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

下地マクソコ集落、東約500mに位置し、周囲は、さとうきび畑、葉タバコ、草地が広がり、譲受人は、施設園芸とさとうきびの複合経営で、農業経営の規模拡大です。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現地は、平良下崎集落から成川集落へ向け約100m右にあり、周囲は土地改良及びかんばい事業済みの地区で、さとうきび畑が広がり、平成21年不在地主相談会において遊休地解消により締結しています。さとうきびの規模拡大です。

10番委員 受付番号3番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺仲原、建設中の仲原地下ダム手前約300mの右にあり、周囲は、土地改良及びかんばい事業済みの地区で、さとうきび畑、葉タバコ、草地が広がり、さとうきび栽培の規模拡大です。

21番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
城辺仲原、建設中の仲原地下ダムと集落の中間にあり、周囲は、土地改良及びかんばい事業済みの地区で、さとうきび畑、葉タバコ、草地在り、平成21年不在地主相談会において締結しています。さとうきび栽培の規模拡大です。

22番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
城辺仲原、建設中の仲原地下ダム手前約200mにあり、周囲は、土地改良及びかんばい事業済みの地区で、さとうきび畑、葉タバコ、草地在り、さとうきび栽培の規模拡大です。

23番委員 受付番号9番から11番について、現地調査の結果を報告いたします。  
城辺仲原集落内にあり、周囲は、土地改良及びかんばい事業済みの地区で、さとうきび畑が広がり、平成22年不在地主相談会において締結しています。さとうきび栽培の規模拡大です。

26番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は、平良鏡原中学校から南へ約500mに地盛公民館の東にあり周囲はさとうきびと草地在り、現在遊休化しており、平成23年不在地主相談会において遊休地解消により締結しています。開墾しさとうきびの規模拡大です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(賃借権の設定)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は、5件でございます。まず、受付番号1番から5番までのご説明いたします。

**【議案第4号、受付番号1番から5番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現地は、下地与那覇集落より南に隣接しており、現在遊休化しており、平成22年不在地主相談会において遊休地解消により締結しています。周囲は住宅とさとうきび畑となっており、開墾し春植えさとうきび栽培を予定しています。農業生産法人の規模拡大です。

14番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
城辺長間集落、公民館より西へ300m5筆共に隣接しており、周囲は、さとうきび畑が広がり、さとうきび栽培の規模拡大です。

19番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
平良野原越集落内の公民館の東、約50m土地改良整備済みで、さとうきび収穫後、さとうきび栽培の開始です。

21番委員 受付番号4, 5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
伊良部、佐良浜集落西に、4番5番200m以内にあり周囲は、土地改良事業済み地区出さとうきび畑が広がり、さとうきび栽培の開始です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

休憩: 15:15

再会: 15:28

次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、10件でございます。まず、受付番号 1 番から 10番までのご説明いたします。

**【議案第6号、受付番号 1 番から 10番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農地法第5条第1項の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号 1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 現地調査(パトロール)を平成24年1月18日(水曜日)に午後2時から4時30分までの日程により行いました。調査委員は、野崎会長、上地委員と私、下地、それに事務局からは、川満局長、砂川次長、それに漢那主査、宮古農林水産振興センターから、具志主事と知名主事が参加しました。

調査内容について、2時から2時10分まで、農業委員会事務局より調査内容の説明を受け5条申請11件の説明を受けた。上野、城辺、平良の順に4時まで現場調査とパトロールを行い、事務局で内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反をしているところは、見受けられませんでしたことをご報告いたします。それでは5条について、受付番号1番より説明いたします。

それでは、受付番号1番の現場状況を報告いたします。上野新里集落内、国道390号線添えガーデンシガラレストランの交差点を東方向海岸線へ向け伸びる市道線添えに約100m左にあり、集落との接続線状で現在牧草地となっていました。

農地の広がりとしては10ha以上の広がり、東は段差があり土地改良事業からも除外されており、住宅との関連は南から西、北は住宅密集地となっており、日常生活上必要であり、10戸以上の集落による第1種農地と判断しました。

事務局 補足説明をいたします。第1種農地は原則として不許可ですが、10戸以上の住宅の広がりがあり、例外許可基準によって本件は妥当であると思われれます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号2番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 それでは、受付番号2番の現場状況を報告いたします。JAおきなわ競り市場に隣接する山中公民館を南へ250mと県道195号線野原越・七原線から鏡原小中学校への学道線添えに点在する山中集落内に位置し、夏植えよう苗の収穫後で休耕地となっていました。

農地の広がりとしては、点在する住宅と農地が広がっており、住宅との関連は、山中公民館から南へ10戸以上の住宅の広がり、第1種農地と判断しました。

事務局 補足説明をいたします。第1種農地は原則として不許可ですが、10戸以上の住宅の広がりがあり、例外許可基準によって本件は妥当であると思われれます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なし》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号3番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号3番の現場状況を報告いたします。県立宮古病院の北200mの住宅密集地内に位置しており、現在は、休耕地となっていました。農地の広がりとしては、住宅密集地内にあり、農地の広がりはない為に第3種農地と判断した。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに受付番号 4番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

8番委員 受付番号5番の現場状況を報告いたします。平良久松小学校校門東、学道線添え向かい側の建築資材店新栄に隣接して南に位置し、現在休耕地となっていました。農地の広がりとしては、周囲は、防風林や石積みによる段差と原野に囲まれて農地の広がり10ha未満と判断し。住宅との関連は、新築による集落振興地となっており、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号5番の現場調査結果並びに説明をお願いいたします。

4番委員 それでは、受付番号5番の現場状況を報告いたします。国道390号線下地線からバイパス通りマックスバリュー南店北道路を挟んで向かいにあり現在は、休耕地となっています。農地の広がりとしては、住宅振興地となっていて農地の広がりはない。住宅密集地内の第3種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号6番現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号6番の現場状況を報告いたします。平良腰原地区の宮古地区トラック組合南約500mと宮古空港西取り付け道路に位置し、現在は、休耕地となっているが、農産物加工及び販売施設との申請により、第1種農地と判断しました。

事務局 補足説明をいたします。第1種農地は原則として不許可ですが、例外基準によって本件は農畜産物処理加工施設・農産物販売施設と地域農業の振興に共する施設として妥当であると思われれます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号7番から10番は関連いたしますので、一括して現場調査結果をお願いいたします。

4番委員 受付番号7番から10番については、隣接しており関連いたしますので現地の状況は、一括して報告いたします。現地は、下地上地地区と与那覇地区の境界にある与那覇児童公園南に位置し、現在は休耕地となっており、南一帯は、10ha以上の農地が広がっているが、東と西に集落が広がり、10戸以上の住宅の広がりによる第1種農地と判断しました。

事務局 補足説明をいたします。第1種農地は原則として不許可ですが、10戸以上の住宅の広がりがあり、例外許可基準によって本件は妥当であると思われます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番から10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 全員賛成ですので、日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

以上で、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することに異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

それでは、以上をもちまして、宮古島市農業委員会 第1回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会： 16:07

平成24年1月24日

会長	野	崎	達	男
10番委員	上	里		弘
11番委員	玉	元	正	助